

環水大発第 2103261 号
令和 3 年 3 月 26 日

都道府県知事 } 殿
水質汚濁防止法政令市長 }

環境省水・大気環境局長
(公印省略)

1,4-ジオキサンの暫定排水基準の見直しについて

1,4-ジオキサンについては、現在、排水基準を定める省令の一部を改正する省令(平成 24 年環境省令第 15 号。以下「省令」という。)附則第 2 条において暫定的な排水基準(以下「暫定排水基準」という。)が設定されており、その適用期間が令和 3 年 5 月 24 日までとなっているところである。

現行の暫定排水基準の対象業種(エチレンオキサイド製造業及びエチレングリコール製造業)について、現時点における各業種の排水濃度の実態及び適用可能な処理技術等に照らし、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)第 1 条に規定する排水基準(以下「一般排水基準」という。)への対応の見込みを確認したところ、当該対象業種においても一般排水基準を達成できる見込みであると判断されたことから、省令附則第 2 条における暫定排水基準の適用については令和 3 年 5 月 24 日までとし、同年 5 月 25 日以降は一般排水基準に移行することとした。

については、貴職におかれては、この点に十分御留意の上、水質汚濁防止法の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。